

入院費のお支払いについて

当院一般病棟では、「診断群別包括医療費支払い制度（DPC）」により医療費の計算をしています。

～診断群別医療費支払い制度とは～

患者様の病名や病状および治療内容に応じた区分（診断群）により厚生労働省で定められた、

1日あたりの包括点数に包括外医療行為の出来高点数をたして医療費を計算する方式です。

その他の病棟では、入院された病棟種別により「地域包括ケア病棟入院料」「回復期リハビリ病棟入院料」

「療養病棟入院基本料」により医療費を計算いたします。

【食事療養費自己負担額】

医師の指示のもとでの栄養管理および食材費として1食につき460円で計算しております。

【入院費請求期間について】

入院費につきましては、「月末締め」として、翌月10日前後に請求書を配布させていただきます。

退院される方には退院日当日に請求書を病室へお届けいたします。お支払いを済ませてお帰りください。

※退院後に追加請求をさせていただくことがありますのでご承知おきください。

【お支払い方法について】

1階外来フロアの自動精算機および会計窓口にてお願いします。クレジットカードのご利用も可能です。

限度額認定証（高額療養費制度）のご案内

当院ではオンライン資格確認を導入しています。患者様の同意により資格照会ができ「限度額認定」の申請不要にて自己負担限度額での請求となります。保険者への申請にて限度額認定症をお持ちの方はご提示下さい。マイナンバーカードご提示の上資格確認にご同意いただいた方は、上記手続きは不要となります。

限度額適用区分		自己負担限度額	4カ月～	食事代
70歳未満	70歳以上			
区分 ア (標準報酬月額83万円以上の方)	現役並み	Ⅲ 課税所得 690万円以上の方 252,600円 +(総医療費-842,000円)×1%	140,100円	490円
区分 イ (標準報酬月額53万～79万円の方)		Ⅱ 課税所得 380万円以上の方 167,400円 +(総医療費-558,000円)×1%	93,000円	
区分 ウ (標準報酬月額28万～50万円の方)		Ⅰ 課税所得 145万円以上の方 80,100円 +(総医療費-267,000円)×1%	44,400円	
区分 エ (標準報酬月額26万円以下の方)	一般	課税所得 145万円未満の方 57,600円	44,400円	
区分 オ(低所得者) (市町村民税の非課税者等)		35,400円	24,600円	90日以内 230円 ※90日から 180円
	住民税非課税	住民税非課税世帯Ⅱ	24,600円	90日以内 230円 ※90日から 180円
		住民税非課税世帯Ⅰ	15,000円	110円

※90日以上入院の場合の食事代減額は、別途申請が必要となります。

※医療機関ごと、入院・外来それぞれ月単位での取り扱いとなります。

ご不明な点につきましては、受付窓口までお問い合わせください。